

自衛隊名簿提供違憲訴訟 (RYU裁判) 第4回口頭弁論での諸富健弁護士の陳述

「募集事務」の規範内容と住基4情報との関係 (弁論要旨)

自衛隊名簿提供違憲訴訟の第4回口頭弁論が、3月18日、奈良地裁の101号法廷で行われました。定員67席の傍聴席は満席となり、裁判支援の勢いを示す公判となりました。

終了後の報告集会には、オンラインも含めて90人が参加し、会場の奈良県教育会館の大会議室は宮城や東京、大阪をはじめたくさんの方の支援者でいっぱいになりました。原告側弁論の報告やミニ講演、交流などを通して勝利への確信を深める報告集会となりました。



報告集会では最初に今回の口頭弁論で陳述した原告弁護団の諸富健弁護士が陳述内容のポイントを解説しました。

2021年2月5日付の防衛省・総務省課長通知では、自衛隊法97条項、同施行令120条の解釈適用について、個人4情報への写しの閲覧に加え、資料として提供を求めることも「住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではない」としています。

しかし、この通知は、平成18年改正後の住基法第11条項の下でも閲覧が当然に認められるかのようにしている点、及び募集に関する「資料の提出」として名簿で提供することまで「技術的助言」の名で許容している点で二重の誤りがあります。

自衛隊法などの募集事務の規定には、住民の個人情報を提供して自衛官等の求人活動に協力する内容は含まれていません。

国は「募集に当たっては、募集対象者となり得るかどうかの調査が不可欠であるから、個人情報の取得に関する事務も募集に関する事務に含まれる」と主張していますが、これは明らかに文理解に反する拡大解釈です。

そもそも自衛隊法などの募集

事務の規定は知事や市町村長が行う自衛官等の募集事務についての規定であって、国が行う募集事務とは関係ありません。

施行令120条の規定だけで、自衛隊法97条項には定めのない国の募集事務のために住民の個人4情報を提供できると解釈することなどありえない解釈です。

国は、名簿提供の必要性について、「住民に関する情報に通じている地方公共団体に自衛官等の募集の一部を行なわせることによつて、よりの確な住民情報等に基づき効率的に募集事務を行なう点にある」と主張していますが、同年齢の住民全員の住基4情報の取得が、それだけで「住民に関する情報に通じている」とか「的確な住民情報」ということにならなければなりません。

1967年に制定された(旧)住民基本台帳法第11条1項は、「何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができ」と定めていました。その後、2005年4月に個人情報

報の保護に関する法律が施行。2006年1月に住基法が抜本改正され、住基法の個人情報情報は、原則非公開へと180度転換され、「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」以外は閲覧が許されなくなりました。

奈良地方協力本部の場合、閲覧にしている市町村の住民に対しては住基法11条項で閲覧が許される法令が示されておらず、一方で名簿を提供している市町に対しては住基情報が提供された住基法上の根拠が具体的に示されていません。

全国各地の地方協力本部によつても解釈や適用がバラバラであることも明らかとなっています。

被告である国には、自衛隊法施行以来の「募集事務」の規範内容と住基法との関係、特に平成18年改正を前後した解釈適用の違いを説明するとともに、全国各地の地方協力本部の説明の不整合、矛盾について説明されることを求めます。

「自衛隊名簿提供違憲訴訟(RYU裁判)」を

支援する会ニュース

2025年4月15日 第8号

《発行》「自衛隊名簿提供違憲訴訟 (RYU裁判)」を支援する会

【事務局】〒639-1104 大和郡山市井戸野町 9-6

☎0743(20)7183

FAX:0743(20)7184



司法も 自衛隊が国民を監視して「る」ことを明確に認定

「自衛隊の国民監視差止め訴訟から明らかになったこと」を宮城の小野寺弁護士が報告集会で講演

原告弁護団の小野寺義象（よしかた）弁護士は、報告集会で「市民を監視する自衛隊（自衛隊（情報保全隊）の国民監視差止め訴訟から明らかになったこと）」と題するミニ講演を行いました。

2003年の自衛隊のイラク派兵に反対する行動や、派兵と無関係な市民の行動まで自衛隊情報保全隊が監視してまとめた内部文書が2007年に明らかとなり、東北地方在住の監視被害者107人が原告となって「自衛隊の国民監視差止め訴訟」を仙台地裁に提訴。小野寺弁護士は原告弁護団の事

務局長をつとめました。講演では、監視の実態を示した当時の生々しい資料も紹介されました。

一審判決は自衛隊が国民を監視していることを明確に認定し、控訴審では情報保全室長の証人尋問を実現して国民監視の実態がいつそう明らかになりました。地裁と高裁はいずれも自衛隊による国民監視がプライバシー権を侵害した違法な監視だとして国に賠償を命じ、国は上告を断念。しかし、こうした司法の判断も無視して、自衛隊は国民監視体制を現在も強め、さらに国民「弾圧」の段階にあると小野寺弁護士は指摘しました。



「支援する会」のHPをご覧ください
↑HPのQRコード

R Y U裁判の次回

第5回口頭弁論の開廷は

6月10日（火）14時30分

閉廷後に奈良県弁護士会館で

報告集会を行います。

愛知の中谷雄二弁護士がミニ講演

第4回口頭弁論に続いて

傍聴席を満席にしましょう

「戦争する国づくり」の全体像の中での位置づけが大切

報告集会に寄せられた

感想文から *一部抜粋して紹介

- 口頭弁論の内容を報告集会で学ぶことができました。RYU裁判が《軍事・プライバシー権・地方自治》の問題であることを学びました。
- 前回の裁判以降気になっていたことが今回の裁判の中で聞けてよかった。
- 国や奈良市側の募集対象情報を集めるための法的根拠がないので、我々は閲覧も許さないたたかいを行わないと思いました。
- 閲覧はやむを得ないと考えてきたが、この裁判を通じて、閲覧も憲法違反だと確信を持てた。地域の取り組みを強めることによってRYU裁判を応援したい。
- 小野寺弁護士の「自衛隊の国民監視」のミニ講演をお聞きしてゾッとしました。戦争する国づくりの動きを、国民・マスコミもしっかり監視し、声を上げていかなければならないと思います。



自衛隊の国民監視の実態にゾッとしました

- 小野寺弁護士の話で、国（自衛隊）が国民を監視している実態を知り、権力の怖さを思い知らされました。しかし、これにひるむわけにはいきません。敢然と権力の横暴に反旗を翻していきましょう。
- 初めての参加でした。実際に国が進んでいる方向が、明らかに軍事力強化、戦争する国になっていることがよくわかりました。
- 小野寺弁護士のミニ講演の最後のところで、「戦争する国づくり」の全体像の中での位置づけの大切さが提起され、大いに共感しました。
- 第2回、第3回口頭弁論では傍聴席が全部埋まっていなかったことを数日前に知ったのですが、今回の第4回口頭弁論では67席が全て埋まり、法廷の外に居た方もおられたとのこと。自衛隊への名簿提供問題に関心を持つ人がどんどん増えていっています。